当する額

Y_{12} ＝ 0.011

Y_{13} ＝ 0.015

α　第１号算式の符号αに同じ。

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.015

AA_{15} ＝ 0.019

AA_{16} ＝ 0.019

AA_{17} ＝ 0.017

AA_{18} ＝ 0.016

AA_{19} ＝ 0.016

AA_{20} ＝ 0.01593

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成12年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{12} ＝ 0.035

AC_{13} ＝ 0.051

AC_{14} ＝ 0.026

AC_{15} ＝ 0.032

AC_{16} ＝ 0.032

AC_{17} ＝ 0.028

AC_{18} ＝ 0.027

AC_{19} ＝ 0.026

AC_{20} ＝ 0.02656

く。）の額に相当する額

Y_{11} ＝ 0.008

Y_{12} ＝ 0.011

Y_{13} ＝ 0.016

α　第１号算式の符号αに同じ

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.015

AA_{15} ＝ 0.019

AA_{16} ＝ 0.019

AA_{17} ＝ 0.017

AA_{18} ＝ 0.016

AA_{19} ＝ 0.016

AA_{20} ＝ 0.01597

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成11年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{11} ＝ 0.025

AC_{12} ＝ 0.035

AC_{13} ＝ 0.052

AC_{14} ＝ 0.026

AC_{15} ＝ 0.032

AC_{16} ＝ 0.032

AC_{17} ＝ 0.028

AC_{18} ＝ 0.027

AC_{19} ＝ 0.026

AC_{20} ＝ 0.02661